

航空自衛隊訓令第1号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条、第49条、第51条の2及び第51条の3の規定に基づき、基地司令及び基地業務に関する訓令を次のように定める。

昭和41年1月28日

防衛庁長官 松野 頼三

基地司令及び基地業務に関する訓令

改正	昭和41年7月20日	空自訓第4号	昭和50年9月25日	空自訓第21号	平成16年2月26日	空自訓第4号
	昭和42年2月28日	空自訓第1号	昭和53年1月30日	空自訓第4号	平成16年9月13日	空自訓第41号
	昭和42年10月7日	空自訓第7号	昭和53年9月19日	空自訓第25号	平成16年12月20日	空自訓第50号
	昭和43年9月10日	空自訓第4号	昭和54年2月26日	空自訓第7号	平成17年2月18日	空自訓第4号
	昭和44年6月28日	空自訓第4号	昭和55年9月18日	空自訓第41号	平成17年9月29日	空自訓第29号
	昭和46年1月25日	空自訓第2号	昭和57年4月30日	空自訓第19号	平成18年3月20日	空自訓第4号
	昭和46年11月26日	空自訓第5号	昭和58年12月2日	空自訓第27号	平成19年1月5日	庁訓第1号
	昭和47年1月28日	空自訓第4号	昭和62年1月27日	空自訓第1号	平成19年8月30日	省訓第145号
	昭和47年5月11日	空自訓第20号	平成2年10月1日	庁訓第38号	平成24年3月23日	省訓第10号
	昭和47年7月21日	空自訓第25号	平成5年8月27日	庁訓第23号	平成25年7月31日	空自訓第25号
	昭和47年10月11日	空自訓第33号	平成6年2月15日	空自訓第1号	平成27年10月1日	省訓第35号
	昭和47年12月8日	空自訓第35号	平成6年9月30日	庁訓第48号	平成29年6月23日	省訓第39号
	昭和48年5月10日	空自訓第24号	平成7年3月27日	空自訓第13号		
	昭和49年3月23日	空自訓第9号	平成14年3月29日	空自訓第46号		

(趣旨)

第1条 この訓令は、分屯基地の名称等を定めるとともに、基地司令の職務及び権限並びに基地業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(分屯基地)

第2条 自衛隊法施行令第51条の2第1項ただし書の規定により最寄りの基地の一部となる施設を分屯基地と称する。

2 分屯基地の名称及び位置並びに当該分屯基地の属する基地の名称は、別表第1のとおりとする。

(基地司令)

第3条 基地司令は、当該基地（分屯基地を除く。以下同じ。）の主たる基地業務を担当する部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の長である航空自衛官をもつて充てる。ただし、防衛大臣が特に必要と認める場合は、当該部隊等の長の職務を代理する職にある航空自衛官をもつて充てることができる。

(基地司令の職務及び権限)

第4条 基地司令は、当該基地に所在する部隊等及び当該部隊等に属しない隊員で当該基地に居住し又は所在する隊員に対し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 基地の警備に関する事。
- (2) 施設の管理（地方防衛局の所掌に属するもの並びに維持及び補修を除く。）に関する事。
- (3) 火災予防及び消防に関する事。
- (4) 基地及び基地周辺における隊員の規律の統一に関する事。
- (5) 秘密の保全の統一に関する事。
- (6) 基地全般の行事及び広報に関する事。
- (7) 基地に所在する部隊等の代表者としての部外との交渉に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令又は防衛大臣の定めるところにより基地司令の職務とされた事項に関する事。

2 前項第1号に掲げる職務を行うに当たり別表第2の左欄に掲げる基地司令は、右欄に定める者の指揮監督を受け、同項第2号から第8号までに掲げる職務を行うに当たり基地司令は、その属する部隊等の隷属する上級の部隊等の長の指揮監督を受けるものとする。

3 基地司令は、その職務を行うため、第1項の部隊等又は隊員をその職務に関して指揮監督するものとする。

4 基地司令は、特に必要があるときは、第1項の部隊等又は隊員を基地業務の実施に関して統制することができる。

(分屯基地司令の職務及び権限)

第5条 分屯基地に、分屯基地司令を置く。

2 分屯基地司令は、当該分屯基地の基地業務を担当する部隊等の長である航空自衛官をもつて充てる。

3 分屯基地司令は、当該分屯基地の属する基地の基地司令の指揮監督を受け、当該分屯基地に所在する部隊等及び当該部隊等に属しない隊員で当該分屯基地に居住し又は所在する隊員に対し前条第1項各号に掲げる職務を行う。この場合において、同項各号中「基地」とあるのは、「分屯基地」と読み替えるものとする。

4 前条第3項及び第4項の規定は、分屯基地司令について準用する。この場合において、これらの項中「第1項」とあるのは、「第5条第3項」と読み替えるものとする。

(基地業務)

第6条 基地業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の維持及び補修に関する事。

- (2) 基地通信に関すること。
- (3) 物品の調達及び補給（別に航空幕僚長が定めるものを除く。）に関すること。
- (4) 輸送及び車両の管理運用に関すること。
- (5) 写真に関すること。
- (6) 損失補償、損害賠償及び補助金に関すること。
- (7) 給養に関すること。
- (8) 恩給、退職手当及び災害補償に関すること。
- (9) 宿舎に関すること。
- (10) 福利厚生に関すること。
- (11) 共済組合に関すること。
- (12) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
- (13) 会計に関すること。
- (14) 衛生及び診療に関すること。
- (15) 航空幕僚長が定める再就職援護業務の実施に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、航空幕僚長が定める事項に関すること。

2 基地業務は、当該基地又は分屯基地に所在する部隊等及び当該部隊等に属しない隊員で当該基地又は分屯基地に居住し又は所在する隊員に対し、航空自衛隊の編制において定められた部隊等の長が行う。

（基地司令の職務の特例）

第7条 この訓令の規定にかかわらず、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が同一施設等に所在する場合における施設の管理等の業務の処理に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第24号）の適用される場合における基地司令の職務については、同訓令の定めるところによる。

（委任規定）

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、航空幕僚長が定める。ただし、基地及び分屯基地の警備に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和30年航空自衛隊訓令

第9号)及び基地司令及び基地業務に関する訓令の入間基地における特例に関する訓令(昭和37年航空自衛隊訓令第3号)は、廃止する。

附則(昭和41年7月20日航空自衛隊訓令第4号)

この訓令は、昭和41年7月25日から施行する。

附則(昭和42年2月28日航空自衛隊訓令第1号)

この訓令は、昭和42年2月28日から施行する。

附則(昭和42年10月7日航空自衛隊訓令第7号)

この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。ただし、別表の改正規定中岩国分とん基地に係る部分は、同年12月1日から施行する。

附則(昭和43年9月10日航空自衛隊訓令第4号)

この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

附則(昭和44年6月28日航空自衛隊訓令第4号)

この訓令は、昭和44年7月1日から施行する。

附則(昭和46年1月25日航空自衛隊訓令第2号)

この訓令は、昭和46年3月1日から施行する。

附則(昭和46年11月26日航空自衛隊訓令第5号)

この訓令は、昭和46年12月10日から施行する。

附則(昭和47年1月28日航空自衛隊訓令第4号)

この訓令は、昭和47年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定中笠取山分とん基地に係る部分は、同年1月28日から施行する。

附則(昭和47年5月11日航空自衛隊訓令第20号)

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附則(昭和47年7月21日航空自衛隊訓令第25号)

この訓令は、昭和47年8月1日から施行する。

附則(昭和47年10月11日航空自衛隊訓令第33号)

この訓令は、昭和47年10月11日から施行する。

附則(昭和47年12月8日航空自衛隊訓令第35号)

この訓令は、昭和47年12月8日から施行する。

附則(昭和48年5月10日航空自衛隊訓令第24号)

この訓令は、昭和48年5月14日から施行する。

附則(昭和49年3月23日航空自衛隊訓令第9号)

この訓令は、昭和49年3月31日から施行する。

附則(昭和50年9月25日航空自衛隊訓令第21号)

この訓令は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月30日航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する、

附 則（昭和53年9月19日航空自衛隊訓令第25号）

この訓令は、昭和53年10月2日から施行する。

附 則（昭和54年2月26日航空自衛隊訓令第7号）

この訓令は、昭和54年3月31日から施行する。

附 則（昭和55年9月18日航空自衛隊訓令第41号）

この訓令は、昭和55年9月18日から施行する。ただし、この訓令の改正規定中車力分とん基地に係る部分は、同年10月8日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日航空自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和58年12月2日航空自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和59年1月26日から施行する。

附 則（昭和62年1月27日航空自衛隊訓令第1号）

この訓令は、昭和62年1月29日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する

附 則（平成5年8月27日航空自衛隊訓令第23号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成6年2月15日航空自衛隊訓令第1号）

この訓令は、平成6年3月22日から施行する。

附 則（平成6年9月30日防衛庁訓令第48号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日航空自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成7年3月31日から施行する。

附 則（平成14年3月29日航空自衛隊訓令第46号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中御前崎市、京丹後市に係る部分は同年4月1日から、五島市に係る部分は同年8月1日から施行する。

附 則（平成16年9月13日航空自衛隊訓令第41号）

この訓令は、平成16年10月12日から施行する。

附 則（平成16年12月20日航空自衛隊訓令第50号）

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中秋田市に係る部分は同月11日から、つがる市に係る部分は同年2月11日から、松江市に係る部分は同年3月31日から施行する。

附 則（平成17年2月18日航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日航空自衛隊訓令第29号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中津市及び南城市に係る部分は平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同月20日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日防衛省訓令第145号）(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日防衛省訓令第10号）(抄)

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊訓令第25号）(抄)

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日防衛省訓令第35号）(抄)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日防衛省訓令第39号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名 称	位 置	分屯基地の属する基地
長 沼 分屯基地	北海道夕張郡長沼町	千 歳 基 地
稚内市 網走市 根室市 北海道石狩郡当別町 北海道奥尻郡奥尻町 北海道幌泉郡えりも町 北海道二世郡八雲町 むつ市 つがる市 青森県上北郡東北町 岩手県下閉伊郡山田町 男鹿市 秋田市 稚内市 網走市 根室市 北海道石狩郡当別町 北海道奥尻郡奥尻町 北海道幌泉郡えりも町 北海道二世郡八雲町 むつ市 つがる市 青森県上北郡東北町 岩手県下閉伊郡山田町 男鹿市 秋田市		三 沢 基 地
大滝根山分屯基地 霞ヶ志野分屯基地 習木更岡分屯基地 木峯立黄分屯基地 硫武佐新輪御笠経串前取ヶ分屯基地 山浦野津山川島山渡潟島崎山岬本分屯基地	福島県双葉郡川内村 土浦市 船橋市 木更津市 南房総市 立川市 東京都小笠原村 横須賀市 佐渡市 新潟市 輪島市 御前崎市 津市 京丹後市 和歌山県東牟婁郡串本町	入 間 基 地
高 蔵 寺分屯基地 白 庭 山野分屯基地	春日井市 津市 高島市	岐 阜 基 地
高尾山分屯基地 見土佐清水分屯基地 高背良振栗江畑分屯基地 海福高下分屯基地	松江市 萩市 土佐清水市 久留米市 神埼市 対馬市 五島市 串間市 薩摩川内市	春 日 基 地
奄美大島分屯基地 沖永良部分屯基地 恩米島分屯基地 久知岳分屯基地 与座古島分屯基地	奄美市 鹿児島県大島郡知名町 沖縄県国頭郡恩納村 沖縄県島尻郡久米島町 南城市 糸満市 宮古島市	那 覇 基 地

別表第2（第4条関係）

千歳基地司令	北部航空方面隊司令官
三沢基地司令	
松島基地司令	中部航空方面隊司令官
百里基地司令	
熊谷基地司令	
十条基地司令	
市ヶ谷基地司令	
目黒基地司令	
府中基地司令	
横田基地司令	
入間基地司令	
静浜基地司令	
浜松基地司令	
小牧基地司令	
岐阜基地司令	
小松基地司令	
奈良基地司令	西部航空方面隊司令官
美保基地司令	
防府北基地司令	
防府南基地司令	
築城基地司令	
芦屋基地司令	
春日基地司令	
新田原基地司令	南西航空方面隊司令官
那覇基地司令	